

証券コード 4386
2023年6月14日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目2番1号

株式会社 S I G グループ

代表取締役社長 石 川 純 生

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sig-group.co.jp/ir/shareholder/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第32期定時株主総会招集ご通知」をご確認ください。）

また電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「S I Gグループ」又は「コード」に当社証券コード「4386」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、本株主総会の議決権行使につきましては、当日のご出席に代えて書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃東中
東京都新宿区市谷本村町4番1号
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第32期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済社会活動の正常化が進んだことにより景気は持ち直しの動きが見られました。一方で、ウクライナをめぐる国際的緊張の高まりの長期化による原材料・エネルギー価格の高騰が輸入物価や消費者物価に影響を与え、世界的にはインフレ抑制のための金融引き締めによる海外景気の動向及び日本経済への影響に対し引き続き不透明な見通しとなっております。

当社グループが属する情報サービス産業においては、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた事業構造の変革や競争力の強化を狙う製品開発や事業のデジタル化（デジタル・トランスフォーメーション）の動きは継続し、SDGsの関心の高まりと合わせて今後も増加する傾向にあります。

このような環境の中、当社グループのシステム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業の各分野において、人材の確保が難しい状況の中、受注単価アップや高利益率案件等へのシフトに注力した結果、売上高は好調に推移しました。

システム開発売上高は、公共系では政令都市向け人事給与システムの制度改正対応や自治体向け国保標準システム移行等の既存案件の安定需要により堅調に推移、製造系ではEV需要の増加等、電子部品実装装置の市況の好調を背景とした組込系開発及び上位システム開発の受注の継続のほか、鉄鋼系プロセスコンピュータ改修及び上位の情報管理システム開発・維持保守の追加受注、サービス系では仮想移動体通信事業者向け案件の需要増等により、3,994,197千円（前連結会計年度比7.2%増）となりました。インフラ・セキュリティサービス売上高は、エネルギー系では大型システムリプレイスや新規案件への対応、セキュリティ系では脆弱性診断の新規顧客からの受注や既存セキュリティ運用チームの増強、サービス系ではクラウド案件の需要増等により、1,423,995千円（同19.5%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高5,418,192千円（前連結会計年度比10.2%増）となりました。損益面では、案件の増加に伴う外注費等の原価上昇、コロナ禍

における労働環境の改善のためのオフィス増床、レイアウト変更等の一時的費用の発生による販管費の増加等により営業利益391,564千円（同3.6%増）となりましたが、持分法による投資利益の増加により経常利益457,235千円（同16.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益301,792千円（同10.1%増）となりました。

なお、当社グループは、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業別売上高

事業区分	第31期 (2022年3月期) (前連結会計年度)		第32期 (2023年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
システム開発事業	3,724百万円	75.8%	3,994百万円	73.7%	269百万円	7.2%
インフラ・セキュリティサービス事業	1,191	24.2	1,423	26.3	232	19.5
合計	4,916	100.0	5,418	100.0	502	10.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,000百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

また、当連結会計年度中に株式取得資金として、金融機関より長期借入金として570百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年4月28日付で、株式会社Ｙ．Ｃ．Ｏ．の株式を追加取得し、発行済株式の全てを取得したことで同社を100%子会社といたしました。

また、2023年3月30日付で、株式会社アクト・インフォメーション・サービスの発行済株式の全てを取得し、同社を100%子会社といたしました。

なお、上記2社は当社の連結子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第29期 (2020年3月期)	第30期 (2021年3月期)	第31期 (2022年3月期)	第32期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (千円)	－	－	4,916,056	5,418,192
経常利益 (千円)	－	－	391,489	457,235
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	－	－	274,077	301,792
1株当たり当期純利益 (円)	－	－	48.25	53.51
総資産 (千円)	－	－	3,160,897	4,277,399
純資産 (千円)	－	－	1,708,807	1,897,801
1株当たり純資産 (円)	－	－	299.94	336.18

(注) 第31期より連結計算書類を作成しておりますので、第30期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第29期 (2020年3月期)	第30期 (2021年3月期)	第31期 (2022年3月期)	第32期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高 (千円)	4,476,290	4,397,124	2,674,924	971,817
経常利益 (千円)	377,177	321,998	160,608	277,838
当期純利益 (千円)	266,560	239,613	107,599	258,623
1株当たり当期純利益 (円)	47.25	42.44	18.94	45.86
総資産 (千円)	2,615,981	2,596,949	2,110,003	2,853,169
純資産 (千円)	1,365,320	1,547,313	1,522,420	1,687,755
1株当たり純資産 (円)	244.32	271.79	270.34	298.97

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2021年10月1日付で会社分割を行い持株会社へ移行いたしました。これにより、第31期以降の財産及び損益の状況は、第30期以前と比較して大きく変動しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株 式 会 社 S I G	100,000千円	100.0%	システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業
株 式 会 社 Y . C . O .	56,050千円	100.0%	システム開発事業
株式会社アクト・インフォメーション・サービス	30,000千円	100.0%	システム開発事業

- (注) 1. 2022年4月28日付で、連結子会社である株式会社Y. C. O. の株式を追加取得し、100%子会社といたしました。
2. 2023年3月30日付で、株式会社アクト・インフォメーション・サービスの発行済株式の全てを取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

① 人材の確保と育成

当社が事業を展開する情報サービス産業は「人材がすべて」と考えており、人材の強化は重点課題として取り組んでおります。

人材育成においては教育専門の組織を配置し、スキルレベルに対応した幅広い教育制度を実施しており、資格取得に対しても資格制度を更に充実させて会社を挙げて全面的にサポートしております。

一方、情報サービス産業においては人材不足が深刻化しており、企業の持続的成長を達成するためには積極的な人材確保の推進が不可欠であります。

首都圏や大都市圏では人材確保が難航・激化しておりますが、当社では全国に配置した拠点によるIターン、Uターンでのキャリア採用と地元の優秀な学生の新卒採用に重点を置いて取り組んでおります。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中断していた海外人材の獲得などのグローバル採用については、活動を再開し今後も注力してまいります。

また、事業拡大のための人材及び新たな技術の確保を目的として、M&Aを積極的に進めてまいります。

② コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社は、継続的な企業価値の向上を実現させるためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。そのため、コーポレートガバナンス・コードを制定しており、コンプライアンス遵守を重視した企業経営を推進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制の強化に取り組んでおります。

③ 先端技術への取り組み

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「業務の効率化・生産性の向上」の領域においてはリモートワークなど企業のDX化が急加速する一方、「ビジネスモデルの変革進化」の領域の成長はスキルや人材不足を理由に微増となっております。

当社では、IT技術による、クラウド環境の構築とそのネットワークセキュリティの提供や、IoTを利用したサービスアプリ開発など、企業の「ビジネスモデルの変革進化」への取組をサポートしています。また、デジタル庁の推進する「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の取組内容である、マイナンバーカードを利用した連携サービスの開発や、地方自治体のDX化サポートなどに力を入れております。

これらの技術に関しては進歩が加速し続けておりますが、当社は、よりよい社会を実現するために継続的に技術力の向上を図り、次なるIT技術に対しても取組を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

事業区分	事業内容
システム開発事業	当社は、官公庁・地方自治体等の公共事業や金融・サービス業向けの各種情報システム、プラント向けの制御・監視システム、製造装置向けの組込みシステム開発等、様々な分野においてシステム開発を展開しております。 情報システムの導入において最適なシステムとなるよう、顧客の業務の内容や目的に応じた企画の提案、ハードウェア、ソフトウェアの選定、システムの開発や構築、運用まで、総合的なサービスを提供しております。
インフラ・セキュリティサービス事業	当社は、情報を管理する各種サーバやストレージ等の機器構成に留まらず、ネットワーク、データベース、バックアップ等の設計・構築から導入支援、運用管理まで、ITインフラソリューションでは長年の実績とノウハウに基づく信頼性・拡張性を重視したサービスを提供しております。また、当社はクラウドサービスに必要な最新技術や専門技術の認定や両技術に精通した有資格者を揃え、設計から構築、導入支援、運用管理まで数多くの導入実績があります。 セキュリティサービスでは、大手エネルギー企業グループのセキュリティ診断、セキュリティインシデント対応チームの活動をはじめとした業務受託やセキュリティホール探索、実際に侵入や攻撃を試みるペネトレーションテスト等に用いる脆弱性対策ツール等、セキュリティ商材の販売と、その設計・構築・保守・運用までの一元的なサービスを提供しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都千代田区
-----	---------

② 子会社

株 式 会 社 S I G	本社（東京都千代田区）、クラウドビジネスセンター（神奈川県横浜市神奈川区）、酒田事業所（山形県酒田市）、仙台事業所（宮城県仙台市青葉区）、甲府事業所（山梨県甲府市）、名古屋事業所（愛知県名古屋市中区）、金沢事業所（石川県金沢市）、福井事業所（福井県福井市）、関西事業所（大阪府大阪市西区）、九州事業所（福岡県福岡市博多区）
株式会社 Y．C．O．	東京都新宿区
株式会社 アクト・インフォメーション・サービス	東京都港区

(7) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人	数	前連結会計年度末比増減
	536名	108名増

(注) 1. 使用人数は就業人員（企業集団から社外への出向者を除き、社外から企業集団への出向者を含む）を記載しております。

2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて108名増加したのは、2023年3月30日付で株式会社アクト・インフォメーション・サービスを連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人	数	前事業年度末比増減
	35名	3名増

(8) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	525,000千円
株式会社三井住友銀行	405,000
西京信用金庫	72,828
株式会社みずほ銀行	60,000

(注) 1. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、借入極度額1,000,000千円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を取引銀行3行と締結しております。

2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は300,000千円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,929,980株
- (3) 株主数 2,925名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 I G カ ン パ ニ ー	1,891,700株	33.50%
八 田 英 伸	279,740	4.95
株 式 会 社 ぬ 利 彦	216,000	3.82
迫 田 敏 子	176,400	3.12
株 式 会 社 テ プ コ シ ス テ ム ズ	156,000	2.76
株 式 会 社 オ フ ィ ス エ ム エ ス イ ー	120,000	2.12
石 川 純 生	118,400	2.09
泉 有 希 子	90,600	1.60
藤 岡 昭 行	81,200	1.43
株 式 会 社 S B I 証 券	79,759	1.41

- (注) 1. 当社は、自己株式を284,710株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	2,300株	1 名

- (注) 上記のほか、当社執行役員3名及び当社の子会社である株式会社S I Gの取締役3名に対し、職務執行の対価として、8,400株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

ストック・オプション行使により、発行済株式の総数は3,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	石 川 純 生	株式会社S I G 代表取締役
専 務 取 締 役	八 田 英 伸	管理部門担当 株式会社アクロホールディングス 取締役 株式会社Y. C. O. 取締役 株式会社アクト・インフォメーション・サービス 取締役
取締役（監査等委員）	平 林 尚 人	あかつき総合法律事務所 株式会社レジャラス 監査役
取締役（監査等委員）	中 山 英 志	中山英志公認会計士事務所 代表
取締役（監査等委員）	青 木 喜 彦	あいわ税理士法人

- (注) 1. 取締役（監査等委員）平林尚人氏、中山英志氏及び青木喜彦氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）平林尚人氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）中山英志氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）青木喜彦氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除きます）の責任限定に関する規定を設けております。当該定款に基づき職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除きます）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び執行役員等の主要な業務執行者です。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の委員会である「指名・報酬委員会」（以下、「同委員会」という）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、同委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ロ 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため譲渡制限付株式とし、支給する金銭報酬債権の総額は、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、年額80百万円以内で、月額基本報酬（金銭によるものに限る）から手当に該当する部分を控除した金額の10%相当額に、当社取締役会において都度決定される役位係数を乗じて算出される金額とし、金銭報酬債権の額は1年単位で算出するものとする。また、株式の割当の時期及びその金額は、原則として定時株主総会の翌月までに開催される取締役会にて決定され、1か月以内に割当を行うものとする。

ハ 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、同委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を90%、非金銭報酬を10%とする。

二 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。これらの権限を委任した理由は、各取締役の担当事業の業績を把握し、その業務に連動した評価を実施するにあたり適任と判断したことによります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、同委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に則り、同委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	59 (0)	58 (0)	－ (－)	1 (0)	2 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9 (9)	9 (9)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	68 (9)	67 (9)	－ (－)	1 (0)	5 (3)

(注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、2名です。
また、金融報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（監査等委員を除く）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、2名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 社外取締役（監査等委員）平林尚人氏は、あかつき総合法律事務所のパートナー弁護士及び株式会社レジャラス監査役であります。当社はあかつき総合法律事務所と法律顧問契約を締結しております。また、あかつき総合法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・ 社外取締役（監査等委員）中山英志氏は、中山英志公認会計士事務所代表であります。中山英志公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・ 社外取締役（監査等委員）青木喜彦氏は、あいわ税理士法人の税理士であります。当社はあいわ税理士法人と税務顧問契約を締結しております。また、あいわ税理士法人と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 平 林 尚 人	当事業年度に開催された取締役会17回、及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主にコンプライアンス、ガバナンス及びリスク管理等に関し、弁護士としての専門的見地から、適宜必要な助言をいただいております。また、任意の委員会である「指名・報酬委員会」の委員長として、当事業年度に開催された同委員会5回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場で執行役員の選任の適正性及び基本報酬の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 中 山 英 志	当事業年度に開催された取締役会17回、及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に会計・財務等の分野に関し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、適宜必要な助言をいただいております。また、任意の委員会である「指名・報酬委員会」の委員として、当事業年度に開催された同委員会5回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場で執行役員の選任の適正性及び基本報酬の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 青 木 喜 彦	当事業年度に開催された取締役会17回、及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。主に会計・財務等の分野に関し、税理士としての豊富な経験と専門的見地から、適宜必要な助言をいただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があるなど、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した選定監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、並びに会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」を決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款への適合を確保するための体制

当社は、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守し、その重要性について定期的に情報発信することにより、周知徹底を図っております。

当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士からの助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業上のリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。

「コンプライアンス・リスク委員会」は、万が一不正行為が発生した場合、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に係る審議を行い、その結果を踏まえて内部監査室にて再発防止活動を推進いたします。

「内部通報制度規程」に基づき内部通報体制として通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反及びその恐れのある事実の早期発見に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報システム管理規程」に基づき、情報セキュリティに係る責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持及び向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立しております。

「個人情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に基づき「個人情報保護マネジメントシステム」を構築・運用し、プライバシーマークの認定を取得・維持し、個人情報を厳重に管理しております。

法令及び「文書管理規程」に基づき、文書及び電子データにより、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的なリスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。

経営上重大となるリスクへの対応方針、リスク管理の観点から重大と判断される事項については、「コンプライアンス・リスク委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役会に報告するものといたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。

長期ビジョン並びに3か年事業計画等により、中期的な基本戦略及び経営指標を明確化すると共に、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌及び指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図り、その職務執行状況を適宜取締役会に報告しております。

⑤ 会社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社に対して、会社の「コンプライアンス基本方針・S I Gグループ行動憲章」等に準じた遵法体制、リスク管理体制及びその他の業務の適正を確保するための体制整備に関して、指導及び支援を行っております。

当社は、「関係会社管理規程」において、子会社の経営上の重要事項について、会社の事前承認事項とするとともに、子会社の経営状況を把握するため定期的に経営管理資料の提出と状況の報告を求め、必要に応じて対策等を講じ、子会社経営の健全性と効率性の向上に努めております。

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、会社の「リスク管理規程」を含む主な規程を子会社に準用させることにより、子会社のリスク管理体制等の強化・充実に努めております。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の監査部門や管理部門等と連携し、子会社の業務の適正性に関する監査等を行っております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くものいたします。
監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動等の人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得た上で行い、指揮命令等について当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものいたします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時の職務の執行状況やその他に関する報告を行うものいたします。
監査等委員は、重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。
- ⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「内部通報制度規程」に基づき、通報者が通報したことに関していかなる不利益も与えてはならないと明確に定義しております。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員は、監査法人及び弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものいたします。
- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会に出席すると共に、稟議書やその他重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて報告を求めています。
監査等委員会は監査法人及び内部監査室と監査上の重要課題等について定期的に情報交換を行い、相互の連携を深めて内部統制状況を監視しております。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法やその他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持及び改善等を行うものとしています。

当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制や日常的なモニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。

⑫ 反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制を整備し、運用しております。

反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から顧問弁護士や外部機関等との密接な連携を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、内部統制システムを整備しており、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

監査等委員会は、監査等委員会監査のほか、取締役会及び社内の重要な会議等に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では当該基本方針及び買収防衛策については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,373,622	流 動 負 債	1,422,934
現金及び預金	1,177,686	買掛金	234,524
受取手形	12,237	短期借入金	310,000
売掛金	892,510	1年内返済予定の長期借入金	168,712
電子記録債権	23,252	リース債務	6,506
契約資産	76,551	未払法人税等	94,517
商品	2,561	契約負債	44,090
仕掛品	557	賞与引当金	141,887
未収還付法人税等	40,770	受注損失引当金	436
その他	147,494	その他	422,258
固 定 資 産	1,903,776	固 定 負 債	956,663
有 形 固 定 資 産	173,376	長期借入金	624,566
建物及び構築物	70,666	リース債務	8,181
工具、器具及び備品	107,545	役員退職慰労引当金	5,000
土地	83,490	退職給付に係る負債	252,866
リース資産	31,590	その他	66,048
減価償却累計額	△119,916	負 債 合 計	2,379,597
無 形 固 定 資 産	570,070	(純 資 産 の 部)	
のれん	493,629	株 主 資 本	1,897,402
ソフトウェア	73,966	資 本 金	507,783
その他	2,474	資 本 剰 余 金	368,736
投資その他の資産	1,160,329	利 益 剰 余 金	1,195,583
関係会社株式	717,278	自 己 株 式	△174,700
繰延税金資産	171,426	その他の包括利益累計額	399
その他	281,625	退職給付に係る調整累計額	399
貸倒引当金	△10,000	純 資 産 合 計	1,897,801
資 産 合 計	4,277,399	負 債 純 資 産 合 計	4,277,399

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月 1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,418,192
売上原価	4,116,687
売上総利益	1,301,505
販売費及び一般管理費	909,940
営業利益	391,564
営業外収益	
受取利息及び配当金	36
持分法による投資利益	56,004
還付消費税等	9,210
その他	7,358
営業外費用	
支払利息	4,374
支払手数料	2,306
その他	258
経常利益	457,235
特別損失	
投資有価証券評価損	1,605
段階取得に係る差損	6,368
税金等調整前当期純利益	449,261
法人税、住民税及び事業税	154,106
法人税等調整額	△6,636
当期純利益	301,792
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	301,792

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	507,622	369,316	993,229	△181,270	1,688,898
当連結会計年度変動額					
新株の発行	160	160			321
剰余金の配当			△98,627		△98,627
親会社株主に帰属する当期純利益			301,792		301,792
自己株式の処分		△740	△811	6,569	5,018
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	160	△579	202,353	6,569	208,504
当連結会計年度末残高	507,783	368,736	1,195,583	△174,700	1,897,402

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	247	247	19,662	1,708,807
当連結会計年度変動額				
新株の発行		－		321
剰余金の配当		－		△98,627
親会社株主に帰属する当期純利益		－		301,792
自己株式の処分		－		5,018
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	151	151	△19,662	△19,510
当連結会計年度変動額合計	151	151	△19,662	188,994
当連結会計年度末残高	399	399	－	1,897,801

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社S I G

株式会社Y. C. O.

株式会社アクト・インフォメーション・サービス

連結の範囲の変更

株式会社アクト・インフォメーション・サービスは、2023年3月30日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日は2022年12月31日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数

1社

関連会社の名称

株式会社アクロホールディングス

なお、株式会社アクロホールディングスの子会社15社に対する投資について持分法を適用して認識した損益が連結計算書類に与える影響が大きいため、当該15社の損益を株式会社アクロホールディングスの損益に含めて計算しており、持分法適用関連会社数は株式会社アクロホールディングスグループ全体を1社として表示しております。

持分法の適用の範囲の変更

持分法適用関連会社であった株式会社アクト・インフォメーション・サービスは、当社の完全子会社となったため、持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用していない関連会社（株式会社アクロプロモーション等）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用の関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社アクト・インフォメーション・サービスの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～24年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェア

利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注制作のソフトウェア開発のうち、当連結会計年度末において損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社の一部は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 一定の期間にわたり認識する収益

一定の期間にわたり認識する収益は、主にシステム開発、インフラ・セキュリティサービスの提供、保守業務等によるものであります。

システム開発業務については、期間がごく短い案件を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。保守業務等については、契約期間に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

ロ. 一時点で認識する収益

一時点で認識する収益は、システム開発業務等の期間がごく短い案件のほか、ライセンス等の販売によるものであります。

ライセンス等の販売については、顧客が製品を検収した時点で資産の支配が顧客に移転することから、当該履行義務は一時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね一年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～7年間の定額法により償却を行っております。

持分法適用にあたり発生した投資差額については、発生後5年間の定額法により償却を行っております。

⑦ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

ロ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に關する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「投資有価証券」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに關する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法における原価総額の見積り

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した売上高	415,028千円
--------------------------------------	-----------

- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度末までの請負契約等については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を計上しております。適用にあたっては、収益総額、原価総額及び連結会計年度末における進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

このうち、原価総額の見積りは、実行予算作成時に1件当たりの請負金額が多額になる案件や、新規プロジェクト、技術的難易度が高い案件等に対しては、不確実性を考慮して作業完了までに必要となる原価を見積り、また開発着手後は、追加開発を含め状況の変化に応じて見直しを行っております。

しかし、想定していなかった原価の発生等により、進捗度が変動した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に關する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

土地	83,490千円
----	----------

- ② 担保に係る債務

長期借入金	40,950千円
-------	----------

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末におけるこれらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び	1,000,000千円
貸出コミットメントの総額	
借入実行残高	300,000千円
	700,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,929,980株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	61,947	11	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月11日 取 締 役 会	普通株式	36,680	6.5	2022年9月30日	2022年11月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	36,694	6.5	2023年3月31日	2023年6月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	44,280株
------	---------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業を行うために必要な運転資金については主に銀行借入れにより調達しております。一時的な余剰資金は主に短期的な預金等で運用しております。デリバティブに関する取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は、協業会社との関係強化を目的としたものであり、出資先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

借入金うち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。また、長期借入金の返済期日は最長で決算日後9年であります。また、当該借入の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先ごとの期日管理及び与信管理を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、必要に応じて、金利条件の見直しや借換えを行うことで金利の変動リスクを管理しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、取引金融機関とのコミットメントライン契約の締結・手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額717,278千円）は、下表には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金	793,278	791,395	△1,883

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	791,395	－	791,395

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
一時点で移転される財又はサービス	1,070,880
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	4,347,312
顧客との契約から生じる収益	5,418,192
その他の収益	－
外部顧客への売上高	5,418,192

(注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては、代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額に含めて記載しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	780,565
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	928,001
契約資産（期首残高）	25,717
契約資産（期末残高）	76,551
契約負債（期首残高）	32,631
契約負債（期末残高）	44,090

(注) 契約資産は、主に受注制作のソフトウェアにかかる契約から生じる未請求の債権であります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主に保守サービスに係る顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額は、25,020千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	336円18銭
(2) 1株当たりの当期純利益	53円51銭
(3) 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益	53円16銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	686,594	流 動 負 債	596,954
現 金 及 び 預 金	280,919	買 掛 金	83,568
売 掛 金	101,468	短 期 借 入 金	300,000
契 約 資 産	30,968	1 年 内 返 済 予 定 の	141,432
前 払 費 用	24,977	長 期 借 入 金	2,256
未 収 還 付 法 人 税 等	40,770	リ ー ス 債 務	39,342
そ の 他	207,489	未 払 金	17,016
		未 払 費 用	3,617
		預 り 金	9,276
		賞 与 引 当 金	436
		受 注 損 失 引 当 金	7
		そ の 他	568,459
固 定 資 産	2,166,575	固 定 負 債	568,459
有 形 固 定 資 産	49,581	長 期 借 入 金	548,568
建 物 附 属 設 備	33,053	リ ー ス 債 務	5,883
工 具 、 器 具 及 び 備 品	53,755	長 期 未 払 費 用	6,048
リ ー ス 資 産	10,318	退 職 給 付 引 当 金	7,959
減 価 償 却 累 計 額	△47,545		
無 形 固 定 資 産	32,139	負 債 合 計	1,165,414
ソ フ ト ウ エ ア	29,901	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	2,238	株 主 資 本	1,687,755
投 資 そ の 他 の 資 産	2,084,854	資 本 金	507,783
関 係 会 社 株 式	1,898,065	資 本 剰 余 金	368,736
繰 延 税 金 資 産	86,015	資 本 準 備 金	368,736
敷 金	96,873	利 益 剰 余 金	985,936
そ の 他	13,900	そ の 他 利 益 剰 余 金	985,936
貸 倒 引 当 金	△10,000	繰 越 利 益 剰 余 金	985,936
		自 己 株 式	△174,700
資 産 合 計	2,853,169	純 資 産 合 計	1,687,755
		負 債 純 資 産 合 計	2,853,169

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	971,817
売上原価	309,588
売上総利益	662,229
販売費及び一般管理費	592,917
営業利益	69,311
営業外収益	
受取利息	76
受取配当金	211,703
その他の	1,915
営業外費用	
支払利息	2,720
支払手数料	2,306
その他の	141
経常利益	277,838
特別損失	
投資有価証券評価損	1,605
税引前当期純利益	276,233
法人税、住民税及び事業税	20,656
法人税等調整額	△3,046
当期純利益	258,623

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	507,622	368,576	740	369,316	826,751	826,751	△181,270	1,522,420	1,522,420
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	160	160		160		－		321	321
剰余金の配当				－	△98,627	△98,627		△98,627	△98,627
自 己 株 式 の 処 分			△740	△740	△811	△811	6,569	5,018	5,018
当 期 純 利 益				－	258,623	258,623		258,623	258,623
当期変動額合計	160	160	△740	△579	159,184	159,184	6,569	165,335	165,335
当 期 末 残 高	507,783	368,736	－	368,736	985,936	985,936	△174,700	1,687,755	1,687,755

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェア

利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注制作のソフトウェア開発のうち、当事業年度末において損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 一定の期間にわたり認識する収益

一定の期間にわたり認識する収益は、主にシステム開発、保守業務等によるものであります。

システム開発業務については、期間がごく短い案件を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。保守業務等については、契約期間に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

② 一時点で認識する収益

一時点で認識する収益は、システム開発業務等の期間がごく短い案件のほか、ライセンス等の販売によるものであります。

ライセンス等の販売については、顧客が製品を検収した時点で資産の支配が顧客に移転することから、当該履行義務は一時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね一年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
- ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「投資有価証券」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法における原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した売上高 103,468千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」をご参照ください。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	135,198千円
短期金銭債務	69,080千円

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末におけるこれらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び	
貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	300,000千円
	700,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	825,071千円
営業取引以外の取引による取引高	211,775千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	284,710株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社株式	71,822千円
貸倒引当金	3,062千円
賞与引当金	2,840千円
退職給付引当金	2,437千円
未払事業税	2,285千円
その他	15,072千円
繰延税金資産小計	97,519千円
評価性引当額	△11,503千円
繰延税金資産の純額	86,015千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)S I G	所有 直接 100.0	経営管理 役員の兼任	経営管理料 業務委託料 の受取(注1)	612,624	未収入金	60,789
	(株)Y. C. O.	所有 直接 100.0	経営管理 役員の兼任	システム開発作 業の委託及び材 料仕入(注2)	132,529	買掛金	60,842
				資金の貸付 (注3)	50,000	短期 貸付金	50,000
関連会社	(株)アクロホールディングス	所有 直接 33.4	役員の兼任	子会社株式 の取得(注4)	570,000	—	—

- (注) 1. 経営管理料及び業務委託料の受取については、当社の運営費用及び業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。
2. システム開発作業の委託及び材料仕入の取引価格については、市場妥当性があることを勘案して、両者協議の上で決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 子会社株式の取得については、第三者機関より算定された評価額を基礎として、両者協議の上で決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」をご参照ください。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 298円97銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 45円86銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 S I Gグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸塚 俊一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	比留間 郁夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 S I Gグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S I Gグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 S I Gグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸塚 俊一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	比留間 郁夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S I Gグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社 S I G グループ 監査等委員会

監査等委員 平 林 尚 人 ㊞

監査等委員 中 山 英 志 ㊞

監査等委員 青 木 喜 彦 ㊞

(注) 監査等委員平林尚人、中山英志及び青木喜彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第32期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は36,694,255円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	い し か わ す み お 石 川 純 生 (1938年7月18日)	1962年4月 住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社） 入社 1991年6月 住金制御エンジニアリング株式会社（現キャノンITソリューションズ株式会社）常務取締役 1991年12月 当社取締役 1993年4月 当社代表取締役社長（現任） 2000年3月 アディ株式会社代表取締役 2014年4月 株式会社RMA代表取締役 2021年4月 株式会社S I G代表取締役（現任）	118,400株
2	は っ た ひ で のぶ 八 田 英 伸 (1960年10月9日)	1993年3月 株式会社ビュー代表取締役社長 1996年5月 株式会社ビジネスブレイン代表取締役副社長 2001年10月 同社代表取締役社長 2005年12月 当社専務取締役 2016年6月 当社専務取締役管理部門担当（現任） 2021年3月 株式会社アクロホールディングス取締役（現任） 2022年7月 株式会社Y. C. O. 取締役（現任） 2023年3月 株式会社アクト・インフォメーション・サービス取締役（現任）	279,740株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	ひらばやし 尚人 (1981年12月11日)	2008年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 2008年11月 あかつき総合法律事務所入所（現職） 2018年 7 月 株式会社レジャラス監査役（現任） 2021年 6 月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）	—
2	なかやま ひでし 英志 (1981年9月7日)	2005年12月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人） 入所 2009年 7 月 公認会計士開業登録 2020年 3 月 中山英志公認会計士事務所代表（現職） 2021年 6 月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）	—
3	あおき よしひこ 青木 喜彦 (1976年2月3日)	2005年 9 月 KPMG税理士法人入社 2006年12月 税理士登録 2018年 2 月 あいわ税理士法人入社（現職） 2021年 6 月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）	—

（注） 1. (1) 平林尚人氏は、当社が法律顧問契約を締結している「あかつき総合法律事務所」に所属しており、当社は同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしておりますが、その額は2023年3月期で120万円程度であり、当社及び同事務所のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるものではありません。なお、同氏は当社の法律顧問業務を担当したことはありません。

(2) 中山英志氏は、同氏が代表を務める「中山英志公認会計士事務所」と当社との間で、2020年11月24日から2021年6月10日まで業務委託契約を締結しておりましたが、現在は同事務所と当社との間に特別の利害関係が存在しないため、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。

(3) 青木喜彦氏は、当社が税務顧問契約を締結している「あいわ税理士法人」に所属しており、当社は同事務所に対し、税務顧問報酬の支払いをしておりますが、その額は2023年3月期で60万円程度であり、当社及び同事務所のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるものではありません。なお、同氏は当社の担当をしたことはありません。

2. 平林尚人氏、中山英志及び青木喜彦氏は、社外取締役候補者であります。

3. (1) 平林尚人氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。引き続き法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- (2) 中山英志氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しております。引き続き財務及び会計に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 青木喜彦氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と専門知識を有しております。引き続き税務に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は平林尚人氏、中山英志及び青木喜彦氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 平林尚人氏、中山英志及び青木喜彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは次のとおりであります。

氏 名	候補者が有する専門性・経験							
	企業経営	営 業 ・ マーケテ ィ ン グ	技 術	M & A	財 務 ・ 会 計	法 務 ・ コンプラ イアンス	人 事 ・ 労 務 ・ 人材開発	サステナ ビリティ
石川 純生	○	○	○	○			○	○
八田 英伸	○		○	○	○	○	○	○
平林 尚人				○		○		
中山 英志				○	○			
青木 喜彦				○	○			

※上記の一覧は、各氏の有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了によって退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにOAG監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご了承をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がOAG監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の監査実績や監査報酬が当社グループの事業規模に見合っていること、また、同監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等についての総合的な検討を行った結果、適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

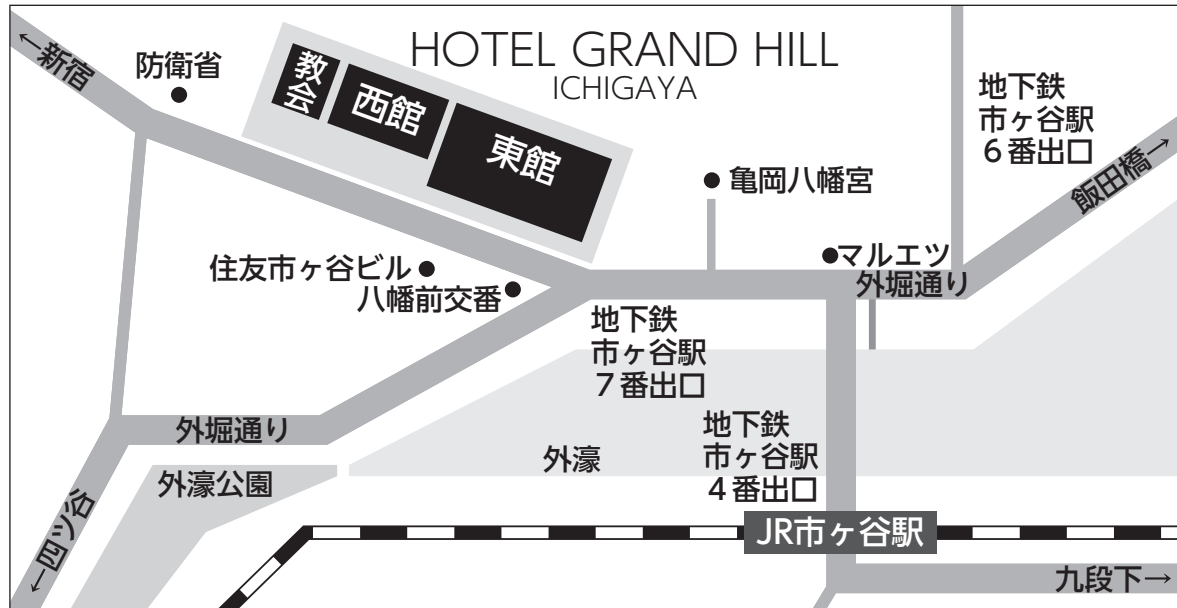
(2023年2月28日現在)

名 称	OAG監査法人		
事 務 所	東京都千代田区五番町6番地2 ホーマットホライズン 4F		
沿 革	2009年5月 設立		
概 要	資本金		34,000,000円
	構成人員		
	社員	代表社員	1名
		社員	7名
		(社員合計)	8名
	職員	公認会計士	44名
		その他	15名
		(職員合計)	59名
		《合計》	67名
	関与会社	金融商品取引法・会社法監査対象会社	5社
		会社法監査対象会社	4社
		その他監査対象会社等	79社
		《合計》	88社

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃東中
東京都新宿区市谷本村町4番1号
TEL 03-3268-0111



交通	JR中央・総武線	「市ヶ谷駅」	徒歩3分
	都営新宿線	「市ヶ谷駅」	4番出口より徒歩3分
	東京メトロ有楽町線	「市ヶ谷駅」	7番出口より徒歩3分
	東京メトロ南北線	「市ヶ谷駅」	7番出口より徒歩3分